

第4次佐倉市総合計画 前期基本計画

平成 23 年度（2011 年度）～平成 27 年度（2015 年度）



旧堀田邸

（国指定重要文化財）

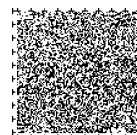
この冊子を活用される皆様へ

「第4次佐倉市総合計画」は、平成 22 年 12 月 22 日に佐倉市議会において議決されました。

この度、本冊子を作成するにあたっては、分かりやすさ読みやすさを考慮して、写真、イラスト、図表等を加えるとともに、本文中の「なじみのない語」、「カタカナ語」については、右端に用語の解説を記載してあります。

また、本冊子には、「SP コード」を付けています。

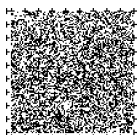
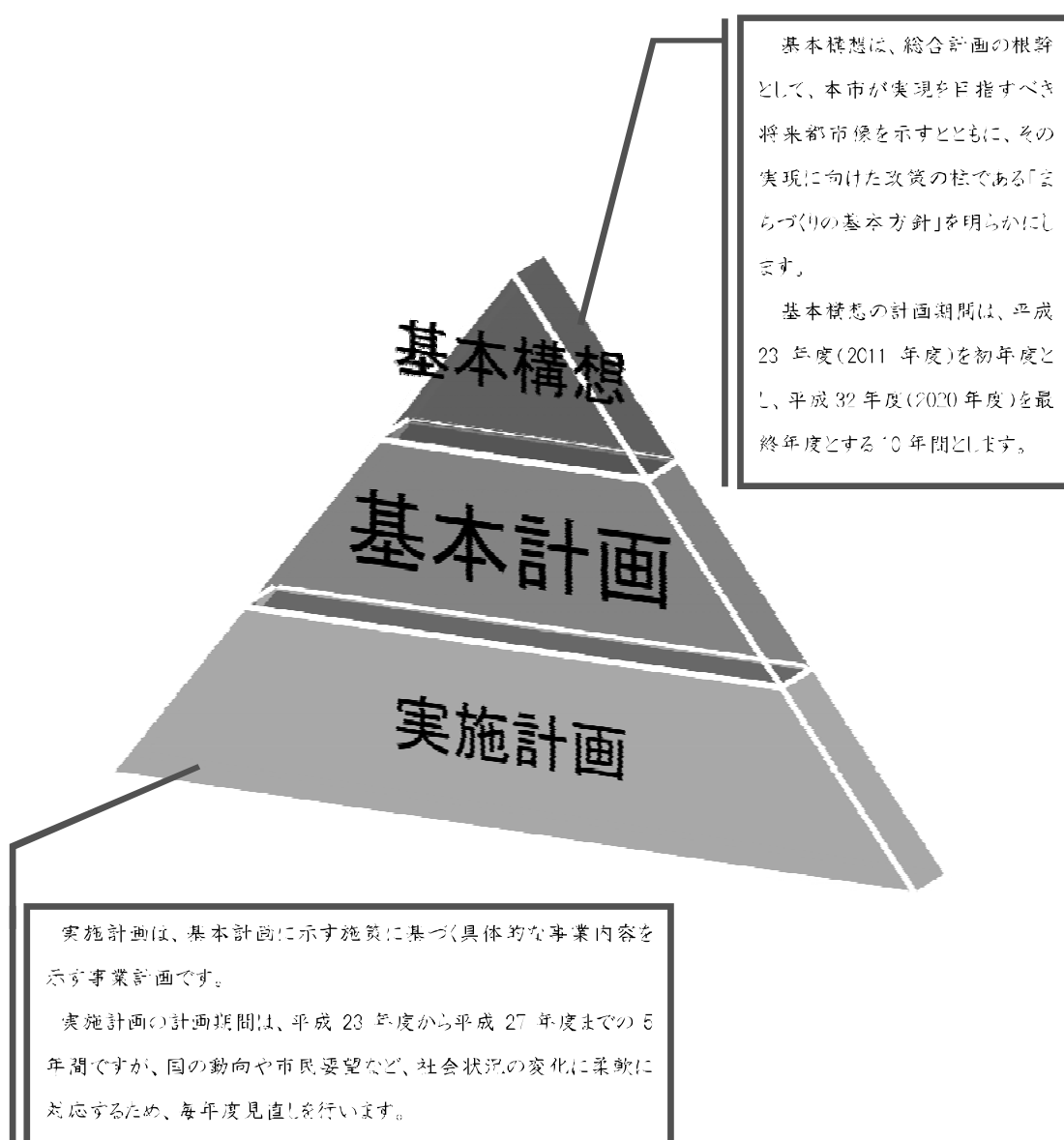
「SP コード」は、視覚障がい者などに向けて開発された、活字読み上げ装置用の音声コードです。「SP コード」を専用の読み上げ装置で読み取ると、記録されている情報を音声で聞くことができます。



1 基本計画の性格

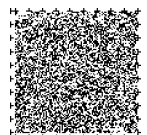
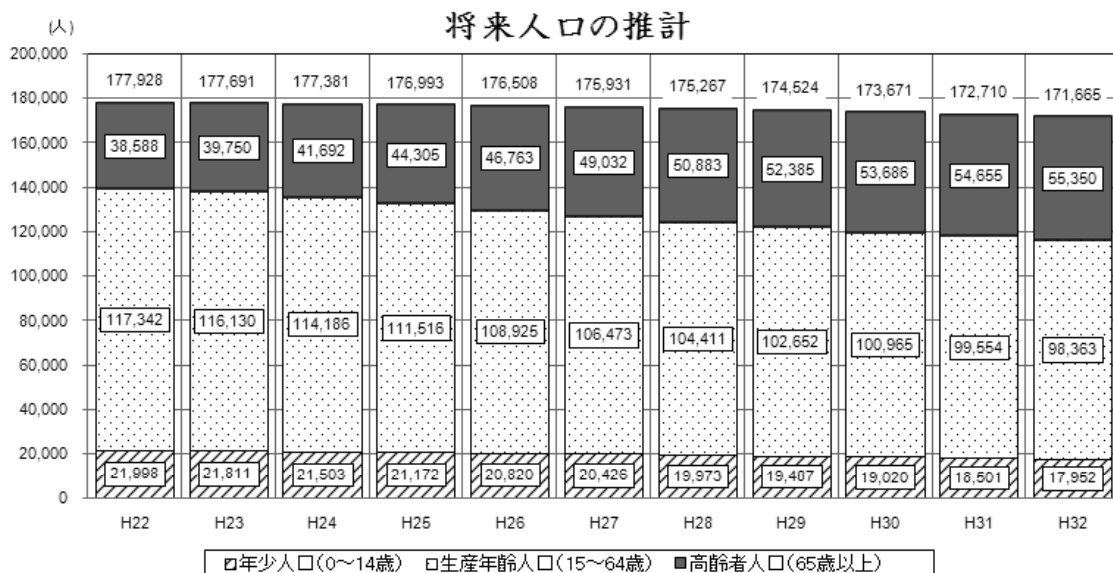
基本計画は、基本構想で示した将来都市像の実現に向けて、そのまちづくりの基本方針に基づき、推進すべき施策を体系的に表します。

基本計画の計画期間は、社会環境の変化などに的確に対応するため、平成23年度から平成27年度までの5年間を前期、平成28年度から平成32年度までの5年間を後期とし、前期終了年度に計画の見直しを行います。



2 人口の見通し

内容	年度	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
	総人口(人)		177,928	177,691	177,381	176,993	176,508	175,931	175,267	174,524	173,671	172,710
65歳以上人口		38,588	39,750	41,692	44,305	46,763	49,032	50,883	52,385	53,686	54,655	55,350
15-64歳人口		117,342	116,130	114,186	111,516	108,925	106,473	104,411	102,652	100,965	99,554	98,363
0-14歳人口		21,998	21,811	21,503	21,172	20,820	20,426	19,973	19,487	19,020	18,501	17,952
構成比(%)												
65歳以上人口		21.7%	22.4%	23.5%	25.0%	26.5%	27.9%	29.0%	30.0%	30.9%	31.7%	32.2%
15-64歳人口		66.0%	65.4%	64.4%	63.0%	61.7%	60.5%	59.6%	58.8%	58.1%	57.6%	57.3%
0-14歳人口		12.4%	12.3%	12.1%	12.0%	11.8%	11.6%	11.4%	11.2%	11.0%	10.7%	10.5%
総世帯数		70,144	71,127	72,112	73,095	74,070	75,037	75,996	76,958	77,901	78,828	79,748
世帯当たり平均人員		2.5	2.5	2.5	2.4	2.4	2.3	2.3	2.3	2.2	2.2	2.2



3 分野別計画

(1) 体系図

- I 「思いやりと希望にみちたまちづくり」
- II 「快適で、安全・安心なまちづくり」
- III 「心豊かな人づくり、まちづくり」
- IV 「明日へつながるまちづくり」
- V 「住環境が整備された住みやすいまちづくり」
- VI 「ともに生き、支え合うまちづくり」

(2) 全体体系図

第1章 「思いやりと希望にみちたまちづくり」

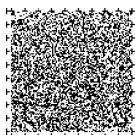
～保健・福祉の充実、子育て・子育て環境の充実～

1. 地域福祉活動が盛んなまちにします
2. 市民の健康づくりを支えるまちにします
3. 健やかな親子づくりに取り組むまちにします
4. 安心して子どもを産み育て、子育てしやすいまちにします
5. 子どもが安全に暮らせるまちにします
6. 地域ぐるみで子育てができるやさしいまちにします
7. 高齢者が安心して暮らせるまちにします
8. 高齢者が生きがいを感じられるまちにします
9. 障がいがある人も、その人らしく暮らせるまちにします
10. 地域医療が充実し、市民が安心して暮らせるまちにします
11. 安心して介護サービスを受けることができるまちにします
12. 適正に国民健康保険制度・高齢者医療制度を運用するまちにします
13. 生活困窮者の救済を行うまちにします

第2章 「快適で、安全・安心なまちづくり」

～自然環境の保全、安全に配慮した生活環境の確立～

1. 自然環境が保全されたまちにします
2. 地球環境に配慮したまちにします
3. 快適な生活環境が保たれたまちにします
4. 消防・救急体制が充実したまちにします
5. 防災体制が整備されたまちにします
6. 安全に暮らせるまちにします
7. 市民が気軽に相談できるまちにします



第3章 「心豊かな人づくり、まちづくり」

～教育の充実、スポーツ活動の推進～

1. 市民が教育の主役になるまちにします
2. 佐倉学を推進します
3. 生涯学習による地域活動が盛んなまちにします
4. 家庭・地域と共に青少年を育むまちにします
5. 教育環境の整備を行います
6. 確かな学力が向上するまちにします
7. 心の教育が充実したまちにします
8. 地域から信頼され地域に支えられる学校のあるまちにします
9. 健康教育を推進するまちにします
10. スポーツが日常化したまちにします

第4章 「明日へつながるまちづくり」

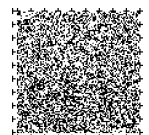
～産業経済の活性化、文化・芸術・観光の充実～

1. 力強い農業ができるまちにします
2. 魅力あふれる農村環境のあるまちにします
3. 商店街が元気なまちにします
4. さまざまな企業の活動が盛んなまちにします
5. 企業誘致を推進し、既存企業の新たな展開を促進します
6. 雇用が安定したまちにします
7. 住んでよし、訪れてよしのまちにします
8. 「佐倉ならではの」を創造・発信するまちにします
9. 芸術文化活動の盛んなまちにします

第5章 「住環境が整備された住みやすいまちづくり」

～都市基盤整備の充実～

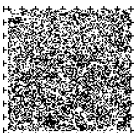
1. 個性が活きる、住み続けたいまちにします
2. 住環境が良好なまちにします
3. 道路環境が充実した安全で快適なまちにします
4. 安定した水の供給を行います
5. 生活環境の改善を推進するまちにします
6. 花とみどりのまちにします
7. 公共交通機関が利用しやすいまちにします



第6章 「ともに生き、支え合うまちづくり」

～市民とともに地域の絆をそだてる行政運営～

1. 地域のまちづくり活動が盛んなまちにします
2. ボランティアやNPOなどの活動が盛んなまちにします
3. お互いの人権を尊重しあうまちにします
4. 男女がともに参画できるまちにします
5. 一人ひとりが恒久平和を願い行動するまちにします
6. 国際化推進のまちにします
7. 誰もが必要な情報を得ることができ、
自らの意見を市政に反映することができるまちにします
8. 適正な行政運営の確立に努めます
9. 健全な財政運営を進めます
10. 次世代に良質な資産を引き継ぎます
11. 市民サービスの利便性の向上に努めます

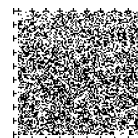


I

「思いやりと希望にみちたまちづくり」 ～保健・福祉の充実、子育て・子育て環境の充実～

第1章体系図

1. 地域福祉活動が盛んなまちにします 【地域福祉】
2. 市民の健康づくりを支えるまちにします 【健康づくり】
3. 健やかな親子づくりに取り組むまちにします 【健やか親子】
4. 安心して子どもを産み育て、子育てしやすいまちにします 【子育て】
5. 子どもが安全に暮らせるまちにします 【子どもの安全な暮らし】
6. 地域ぐるみで子育てができるやさしいまちにします
【地域ぐるみ子育て】
7. 高齢者が安心して暮らせるまちにします 【高齢者が安心なまち】
8. 高齢者が生きがいを感じられるまちにします 【高齢者の生きがい】
9. 障がいがある人も、その人らしく暮らせるまちにします
【障がい者福祉】
10. 地域医療が充実し、市民が安心して暮らせるまちにします
【地域医療の充実】
11. 安心して介護サービスを受けることができるまちにします
【介護サービス】
12. 適正に国民健康保険制度・高齢者医療制度を運用するまちにします
【国民健康保険、高齢者医療】
13. 生活困窮者の救済を行うまちにします 【生活困窮者救済】



【地域福祉】

1 地域福祉活動が盛んなまちにします

●現状と課題

福祉ニーズに対応する支援体制の拡充

少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化などに伴い、地域社会における福祉ニーズが高まっています。このような状況に対応するため、市の相談窓口の拡充とともに、保健、医療、福祉サービスの提供環境を強化していく必要があります。

地域福祉推進体制の拡充

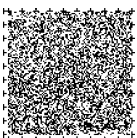
だれもが住み慣れた場所で、自分らしく、幸せに暮らし続けるためには、地域のすべての人々で支え合い、助けを求めている人が適切にサービスを受ける体制づくりが必要です。そのため、市民による自主的な福祉活動への取り組みを支援するとともに、組織や人材の育成を図り、地域福祉の推進体制を拡充していく必要があります。

●基本方針

だれもが住み慣れた場所で、自分らしい生活を維持していくことができるよう、地域支援団体などによる地域の福祉活動が充実するよう、各種の支援を実施します。また、各種福祉サービスに対する住民ニーズは、多種多様化していることから、各種福祉サービスに関する相談窓口の一元化に努めるとともに、行政、地域住民、地域支援団体などが協力・連携する中で、地域の様々な課題解決に向けたさらなる連携体制の強化を推進します。



地域福祉計画策定過程
タウンミーティングの様子



●施策

わかりやすい相談窓口と情報の発信に努めます

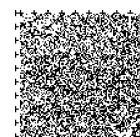
多様化している福祉に関する相談窓口についての相談機能の充実を図り、組織的な相談体制づくり、情報提供を推進します。

だれもが地域で福祉に関心を持ち、ともに支え合うまちづくりに努めます

社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO 法人及びボランティアなどをはじめ、市民による自主的な福祉活動を支援し、地域の人々の福祉活動への参加を促進します。また、市民だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域住民相互の支え合いによる地域福祉コミュニティづくりを推進します。



社会を明るくする運動



【健康づくり】

2 市民の健康づくりを支えるまちにします

●現状と課題

地域での健康づくりの重要性

健康づくりを推進するためには、市民自らが「自分の健康は自らつくり・守る」ことを心がけることが重要です。行政が保健事業を提供することに加え、市民一人ひとりが健康に関心を持ち、自分自身で行動し、地域の中で支えあい、励ましあって取り組んでいくことが必要です。

生活習慣（食習慣、運動不足、ストレス、喫煙、飲酒、口腔衛生など）の改善

平均寿命が延びている反面、生活習慣病で亡くなる方が約6割を占めています。生活習慣病は、日々の生活習慣の積み重ねが関係していることから、その改善により予防や発症を遅らせることができます。そのため、生涯を通じた健康診査やきめ細かな保健指導が求められています。

健診（検診）受診率や予防接種率の向上に向けた普及啓発の強化

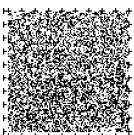
病気の予防、早期発見、重症化防止に資する各種がん検診及び予防接種などの機会を確保するとともに、これらが健康の保持に欠かせないものであることについて周知していく必要があります。

口腔

口からのどまでの間。口の中の空間。



健康さくら21まつりの様子



●基本方針

特定検診、各種がん検診、予防接種、保健指導などの保健事業の充実を図るとともに、地域でのリーダーの育成に努めつつ、市民が主体的に行う健康づくりの活動を支援することで、地域での健康づくり活動を推進します。

●施策

市民とともに地域の健康づくりを推進します

市民自らが健康づくりを推進できるように、人材の育成及び地域での健康づくり活動の支援をします。

生活習慣病の予防を推進します

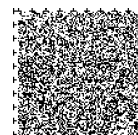
特定健診や保健指導により生活習慣病の予防を推進します。

がん・感染症などの早期発見・重症化防止に努めます

各種がん検診、予防接種などの保健事業を充実させるとともに、正しい知識の普及啓発をはかり、疾病の予防、早期発見、重症化の防止などを推進します。



健康診断



【健やか親子】

3 健やかな親子づくりに取り組むまちにします

●現状と課題

妊娠・出産、乳幼児期を通じた母子の健康の確保

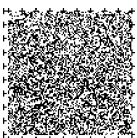
妊娠・出産・乳幼児期を通じ、母子の健康が確保されるよう健康診査や保健指導の体制を充実する必要があります。また、核家族化の進展により、子育ての孤立化、育児不安、子供への虐待などの問題が深刻化しています。妊娠・出産・育児の各時期を通じ、子育てに前向きに取り組めるよう支援をする必要があります。

小児の感染症の予防

小児の感染症のまん延を防ぎ、重症化する子どもを少しでも減らしていくよう、感染症に対する正しい知識の普及と定期的な予防接種率向上に努めることが必要です。

●基本方針

妊娠・出産・育児の各期に応じた情報の提供、健康診査、個別相談などの母子保健事業を通じ、母子の健康の保持・増進と乳幼児の健全育成を進めます。あわせて予防接種の充実と感染症に関する正しい知識の普及啓発に努め、小児の健康を守り健やかな成長を支えます。



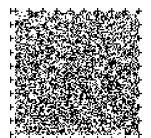
●施策

妊娠・出産・育児の各期に応じ母子の健康保持に必要な支援を行います

妊娠、出産、育児の各期に応じ、健康診査、相談、訪問指導など母子の健康保持に必要な支援を行います。

乳幼児・小児の感染症予防を進めます

予防接種事業の充実を図るとともに、感染症に関する情報提供、正しい予防知識の普及啓発などに努め、感染症の予防、罹患した場合の重症化防止を図り、乳幼児の健康を守ります。



【子育て】

4 安心して子どもを産み育て、子育てしやすいまちにします

●現状と課題

待機児童の増加

女性の就業率の高まりに伴い、保育園の入園率が高まり、保育園には入れない待機児童が発生しています。

保育ニーズの多様化

就労形態の多様化などにより保育ニーズも年々多様化し、延長保育や一時預かり、休日保育など、多様な保育サービスが求められています。

学童保育所の整備・拡充

入所児童数が過密となっている施設と、入所児童数が数名の施設が発生しています。また、全ての施設における小学校6年生までの利用受け入れや、長期休暇中のみでも利用できる体制整備の要望があります。

子育てに係る経済的支援の推進

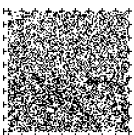
子育てに要する経済的負担の軽減を図るため、保育料の適正化や子どもの手当の支給、乳幼児・子どもの医療費助成など、経済的な支援を行っていく必要があります。

ひとり親家庭などへの支援体制の充実

ひとり親家庭などが増加する中、経済・雇用状況など、ひとり親を取り巻く環境は大変厳しいものとなっています。相談体制を充実するとともに、経済的支援、子育て及び日常生活支援、就労支援が総合的に行われることが求められています。

学童保育所

学童保育所・児童クラブは、保護者が就労等により日中、原則として小学校1年生～3年生(一部の学童保育所については1年生～6年生)の児童の面倒を見られないとき、放課後の生活の場を与え、遊びの指導を行うことにより児童の健全育成を図ることを目的とするもの。公立、私立を併せた市内の学童保育所設置数は28箇所(平成23年3月時点)。



●基本方針

待機児童ゼロの推進など保育サービスの量的な充足を目指すとともに、保護者の就労形態の多様化に対応し、利用者の立場に立った保育サービスの拡充を進めます。

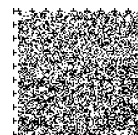
また、学童保育のサービス内容などについて、より市民ニーズを踏まえ見直しを進めるとともに、整備がなされていない小学校区の解消、入所児童の過密の解消、すべての学童保育所（児童クラブ）における小学校6年生までの受け入れなどについて、検討します。

子どもの保健対策を充実するとともに子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子どもが病気や怪我などにより受診した場合の医療費を助成します。また、子どもの養育支援に係る手当を支給するなどして、安心して子育てができる環境を整備します。

ひとり親家庭などへの支援体制については、ひとり親家庭自立支援員の配置、児童扶養手当の支給、医療費の助成、自立支援費の支給及び入学・就職時の祝金の支給などにより、生活の安定と自立支援の充実を図ります。



学童保育所の様子



●施策

保育サービスの拡充を図ります

保育園の受け入れ枠の拡大などにより、待機児童ゼロを目指します。また、保護者の就労形態の多様化に対応し、延長保育の充実、一時預かりの拡充、病児・病後児保育など、保育サービスの多様化・拡充について検討します。併せて、民間保育施設の運営及び施設整備への支援について、国・県の施策を踏まえて手法の検討を行います。

病児・病後児保育

保育園等に通っている児童が病気や病後の回復期にあり、集団保育等の困難な期間、病院等の専用スペースなどにおいて一時的に預かる事業。

放課後児童健全育成（学童保育）の充実を図ります

学童保育のサービス内容などを再検討し、改善を図ります。また、未整備小学校区の解消、入所児童の過密の解消、すべての学童保育所（児童クラブ）における小学校6年生までの受け入れについて検討します。また、児童インストラクターの人材の確保と資質の向上に努めます。

子育てに係る経済的負担の軽減に努めます

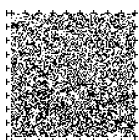
少子化の要因の一つとして、子育てに係る経済的負担があげられています。子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、適切な支援をしていきます。

ひとり親家庭などの生活の安定と自立を図ります

近年、ひとり親世帯が増加してきており、その保護者の多くは、生活・就労・養育などの問題を抱えています。このことから、ひとり親家庭を支援するため、必要な相談・援助体制の充実を図ります。



保育園の園庭で遊ぶ子どもたち



【子どもの安全な暮らし】

5 子どもが安全に暮らせるまちにします

●現状と課題

児童虐待の防止

児童虐待の相談対応件数は増加傾向にあります。児童虐待の防止に向け、継続した市民への意識の啓発、関係機関とのネットワーク体制の強化、相談体制の充実が必要です。

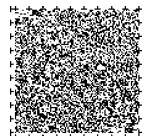
●基本方針

家庭や関係機関からの相談・虐待通告に応じた必要な調査・指導を行うとともに、住民に身近な様々な機関のサービスやネットワークを活用し、児童虐待防止、早期発見、早期対応、支援まできめ細かな対応を行えるよう努めます。また、市民への普及啓発活動や研修機会の確保などにより、虐待防止の理解をさらに深め、虐待の未然防止や早期発見に努めます。

●施策

児童虐待防止対策を進めます

子どもへの虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を与え、時には命を奪うこともあります。虐待防止に向け、関係機関とのネットワークをさらに強化し、未然防止や早期発見、情報の共有化に努め、児童や家庭への支援を充実します。また、児童虐待防止の啓発活動を推進します。



【地域ぐるみ子育て】

6 地域ぐるみで子育てができるやさしいまちにします

●現状と課題

地域社会における子育て機能や意識の希薄化

少子化や核家族化が進むにつれ、子どもを地域ぐるみで育てという、地域での子育て機能や意識が希薄になっています。

育児不安を解消できない保護者の増加

核家族化の進行、地域社会の交流の希薄化などにより、子育てに関して誰にも相談できず、育児不安を抱え、孤立感を覚える保護者が増えています。

相談内容の複雑・多様化

近年、子育てに関する相談の内容が複雑、多様化してきています。

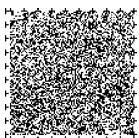
●基本方針

共働き家庭をはじめ、専業主婦家庭やひとり親家庭などを含めたすべての子育て家庭が安心して子育てを行うには、地域における子育ての協力が不可欠です。

子育てにかかわる市民活動などの奨励や、育児に係る相談、情報提供、交流の場づくりを通して、地域における子育て協力体制づくりを推進し、子育てに関する悩みや不安の軽減に努めるとともに、誰もが受け取りやすく、わかりやすい情報の提供に努めます。



児童センター



●施策

地域における子育て協力体制を整備します

さまざまな機会・手段を通して、社会全体で子育てをしていく意識を啓発します。また、市民、NPO、ボランティアなどが協力を進め、子育て支援を行う体制づくりを進めていくとともに、市民の自発的な活動の支援・育成を図ります。また、ファミリーサポートセンター事業により、地域における子育ての相互援助を支援します。

ファミリーサポートセンター事業

地域において、「子育てのお手伝いをしたい」、「子育ての手助けをしてほしい」人たちが会員となり、子育てがたいへんなときに地域で支援し合うシステム。佐倉市ファミリーサポートセンターでは、会員の皆様が安心して利用または活動ができるようアドバイザーが会員の連絡調整等を行う。

子育て情報の提供と、相談・交流の場づくりを行います

子育ての悩みや不安の軽減、解消を図るため、子育てに関する相談体制を充実させるほか、気軽に親子が交流できる場づくりや、必要な情報の提供を行います。



佐倉市子育て支援センター



【高齢者が安心なまち】

7 高齢者が安心して暮らせるまちにします

●現状と課題

在宅福祉サービスの維持・充実

高齢化の進行による要介護者の増加に伴い、在宅での家族介護も増えることから、介護の不安や孤立感を抱える在宅介護者に対する支援を充実する必要があります。また、介護保険に該当しない在宅サービスを維持・充実する必要があります。

福祉施設の整備・拡充

特別養護老人ホームや介護施設などの入所待機者が増加しており、施設の整備や拡充が求められています。また、施設職員の人材確保や待遇改善を図り、介護サービスの維持向上を図っていく必要があります。

保健・福祉・介護に関する情報提供の徹底化

介護サービスや介護予防事業など市の高齢者福祉事業への市民の認知度が低い状況です。必要な情報を必要な人に届けるために、効果的な情報提供を検討し実施する必要があります。

認知症に関する知識の普及と支援体制の強化

認知症の予防や早期発見による治療のため、また、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、市民一人ひとりが認知症に関する正しい知識を持つとともに、地域全体で支えるための体制を整備していく必要があります。

介護予防の推進

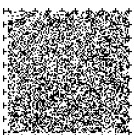
高齢者が要介護状態になることを防ぎ、住み慣れた地域での自立した生活を維持するため、介護予防に関する知識の普及と地域における自主的な取り組みを推進する必要があります。

特別養護老人ホーム

寝たきりや認知症のために、日常生活において常時介護を必要とする人で、居宅での生活が困難な人に生活全般にわたって介護を行う施設。



「認知症サポーターがいます」ステッカー



●基本方針

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉・介護の連携を強化します。また、高齢化の急速な進展に伴う高齢者福祉のニーズ拡大に対応するため、高齢者自身を含むすべての市民が福祉の担い手となって、お互いに支え合うため、福祉活動への市民参加の推進に努めます。

●施策

高齢者が生活しやすい環境づくりに努めます

『佐倉市高齢者福祉・介護計画』に基づき、福祉施設の整備や相談体制の強化、各機関との連携を図るなど、高齢者が生活しやすい環境づくりに努めます。また、さまざまな情報媒体を効果的に活用して高齢者の福祉・介護に関する情報提供の充実に努めます。

安心な老後を支える仕組みづくりに努めます

家庭や地域で支援を必要としている高齢者が、適正なサービスを受けることができるよう、地域包括支援センターを中心とした連携の強化に努めます。

認知症高齢者とその家族を地域で支援する仕組みと、認知症の早期発見・治療につながる連携の構築推進に努めます。

健康でいきいきとした生活づくりに努めます

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康に過ごせるように、介護予防を推進し、健康の維持増進に努めます。

佐倉市高齢者福祉・介護計画

(第4期 平成21～23年度)

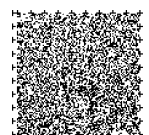
高齢社会における福祉や介護の諸課題を、市民とともに解決し、誰もが暮らしやすい佐倉市にするための「高齢者のための総合的な計画」。高齢者の福祉及び介護保険事業運営に関する市の取り組みをまとめたもの。

地域包括支援センター

高齢者のための総合相談窓口。保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーなどが中心となり、介護予防、虐待対応、成年後見制度利用など総合的な支援を実施。地域の民生委員、町内会、医療機関、ケアマネジャーなど、様々な関係機関とのネットワークを作り、高齢者を支援している。



介護予防教室の様子
(佐倉市としとらん塾)



【高齢者の生きがい】

8 高齢者が生きがいを感じられるまちにします

●現状と課題

就労機会の確保

老後の生計安定と社会参加による生きがいや健康の維持・増進を図るため、高齢者の就労機会を確保する必要があります。

社会参加の促進

高齢者が地域とのつながりと生きがいを持って日々を送ることができるよう、その経験や知識を活用し社会参加を促進する必要があります。

学習活動の推進

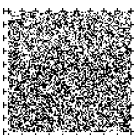
高齢者が心に張りをもって豊かな人生を送ることができるよう、実践型学習など学習活動を推進する必要があります。

世代間交流の推進

高齢者の有する知識や経験などを伝承し、また、敬老意識の普及向上のため、世代間の交流を推進する必要があります。



敬老会



●基本方針

老後の生活の安定と社会参加による生きがいの確保、健康の維持のため、高齢者の就労機会や技術習得、学習の場の確保、社会参加の機会の提供に努めます。また、世代間交流事業による敬老意識の向上に努めます。

●施策

高齢者が楽しく生きがいのある暮らしづくりに努めます

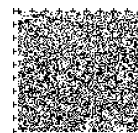
高齢者福祉作業所における各種講座の実施や高年齢者就業援助法人への支援を行い、就労機会の拡大など高齢者の就労支援に努めます。また、社会参加活動の場である規模拡大のための環境整備と支援、敬老会などによる世代間交流の推進に努めます。

高齢者福祉作業所

高齢者の方がこれまで得た知識や経験を活かしながら、就労や収入に繋がる技術の習得を図ることを目的として、簾工芸・十宝工芸・刺繍・竹工芸・園芸(盆栽、ガーデンング)の各講座を開催。



高齢者クラブの活動風景



【障がい者福祉】

9 障がいがある人も、その人らしく暮らせるまちにします

●現状と課題

ノーマライゼーションの理念が生きるまち

障がいのある人が障がいのない人と同じように地域生活を送ることが本来の望ましい姿です。このノーマライゼーションの考え方を基本としたまちづくりが必要です。

ノーマライゼーション

障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

障がいのある人の自立と自己決定を尊重するまち

障がいのある人も、住みなれた地域社会の一員として尊重され、その人らしく自立した生活を送るためには、自分のことは自分で決め、行動できる環境づくりが必要です。

人と人とのつながりを大切にするまち

障がいのある人も、その人らしく暮らせるまちの実現のためには、当事者や家族だけでなく、近隣や地域をはじめ、ボランティア、障がい者関係団体、行政機関、教育機関など、多くの人たちの繋がりが重要です。



スピーチオ

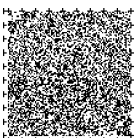
スピーチオは、高齢者や視覚障がい者に向けて開発されたSPコード専用読み取り装置。紙に印刷されているSPコードを読み取ることで、記録されている情報を音声で聞くことができます。本冊子にもSPコードがついています。

一人ひとりに応じたサービスが受けられるまち

障がいの種別や障がいの特性による違い以前に、人は、一人ひとりがそれぞれ異なった個性を持ち合っています。障がいをもつ人のニーズを的確に把握し、必要な施策を進めていく必要があります。

だれもが生きがいを持って暮らせるまち

人は、人と人とが関わり合い、助け合い、地域を形成し、社会で共存しながら暮らしています。障がいのある人も、その人らしく暮らせるための社会環境の整備が必要です。



●基本方針

障がい者への理解を深めるための啓発・広報活動やボランティア活動などの促進に努め、障がいのあるなしに関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、認め合い、支え合う社会の実現を目指します。

●施策

障がいに対する意識の啓発に努めます

障がいがある人も、その人らしく暮らせるまちの実現に向けて、社会全体が障がいについて理解できるような啓発事業、研修などを進めます。

暮らしの基盤となる支援（横断的支援）に努めます

障がいのある人が、充実した日常生活を送るために、差別や偏見の排除、相談体制の強化、コミュニケーション環境の整備など、バリアフリー社会の実現に努めます。

個々の障がいの特性に応じた支援（個別的支援）に努めます

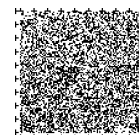
障がいがある原因となる暮らしにくさは、障がいの種別、特性、個人による違いがあります。地域生活支援事業などの推進をはじめ、教育・医療など、きめ細かな支援体制の充実、雇用の確保など、一人ひとりの障がいの特性に合わせた障がい福祉サービスなどに努めます。

バリアフリー

道路や建築物の入り口の段差などの物理的なバリア「障壁」だけでなく、障がいのある人等が社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なバリアも含め、全ての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁を取り除くこと。



佐倉市南部よもぎの園



【地域医療の充実】

10 地域医療が充実し、市民が安心に暮らせるまちにします

●現状と課題

相互連携体制による地域医療環境の充実

少子高齢化や社会環境の変化に伴い、市民の医療に対するニーズは、多様化・高度化しています。医療機関の相互連携体制の構築や市内医療機関の場所や診療科目、救急病院などの情報提供に努め、かかりつけ医のさらなる定着を図るなどの地域医療環境の充実を図る必要があります。

地域における救急医療体制の維持

救急病院の受診者は年々増加し、救急医療の現場は疲弊してきています。市では、この疲弊する救急医療問題に関し、行政が一翼を担うことで負担を分散化させるため、地元医師会の協力のもとに休日夜間急病診療所や小児救急医療事業を運営してきました。しかし、一次医療、二次医療、三次医療といった機能が分担された救急医療を適切に受診できていない方もいることから、救急医療に関する情報を市民に啓発し、適正に利用していただくことにより、救急医療体制を維持していくことが必要です。

特定疾患の患者の支援

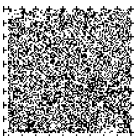
原因が不明で治療方法が未確立となっている特定疾患は、長期にわたり治療を要し、日常生活や社会生活に相当な制限を受けています。特に医療費が高額であるなど、患者の経済的な負担は大きなものがあり、その支援が必要となっています。

休日夜間急病診療所

日曜日、祝日、または12/29～1/3の年末年始の休日の夜間などの通常の医療機関が診療を行っていない時間外の医療を確保するための診療業務。

小児救急医療事業

時間外における子どもの救急医療を確保するため、地元医師会の協力により、小児科（内科系疾患）専門の初期救急医療機関として、小児初期急病診療所（健康管理センター内）を設置し、日曜・祝日、年末年始は午前9時から午後5時まで、また毎日午後7時から翌朝の6時まで診療を行っている。



新型感染症の流行などの健康危機対応体制の充実

平成 21 年に起こった新型インフルエンザ感染症の流行は、市民生活に大きな影響を及ぼしました。今後高病原性の新型インフルエンザの発生などが危惧されています。万一このような健康危機が発生した場合において、保育所などの児童福祉施設、幼稚園や小中学校などの学校教育施設をはじめとする市の様々な行政機能を維持し、医療体制を確保するとともに、市民へ正確な情報を迅速に提供するなど、市民生活を守る対策の強化が求められています。

高病原性

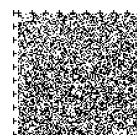
ウイルスなどの病原体に感染症を引き起こす性質があり、その程度が高いこと。

●基本方針

医師会、医療機関などと連携し、救急医療環境及び体制の維持・充実を図ります。また、医療情報の収集や提供に努めるとともに、感染症に対する健康危機対策を強化し、市民が安心して暮らせるまちを目指します。



小児初期急病診療所・休日夜間急病診療所



●施策

医療に関する情報の提供に努めます

市内の医療機関に関する情報の収集、市民への提供の充実を図ります。また、市民の健康・医療相談に応える体制を強化します。

救急医療体制を維持・充実します

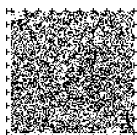
地元医師会や市内の病院と連携し、救急医療体制の維持・充実を図ります。

特定疾患の患者の支援に努めます

治療方法の確立していない特定疾患と闘う患者に療養見舞金を支給するほか、国・県の支援体制などに関する情報提供を行い、その支援に努めます。

健康危機対策を充実します

高病原性の新型インフルエンザの感染拡大などの健康危機が発生した場合における、情報収集、市民への情報提供、市の行政機能の維持など危機管理の視点に立った対策の強化に努めます。



【介護サービス】

11 安心して介護サービスを受けることができるまちにします

●現状と課題

介護サービス利用者（利用希望者）の増加に対応した介護保険事務の体制づくり

要介護・要支援認定申請者数、介護サービス利用者数が年々増加の一途をたどっている現状を踏まえ、適正に介護サービスの提供が行えるよう介護保険料の確保、認定事務の体制整備、適正なサービス費の給付を行っていく必要があります。

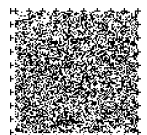
●基本方針

介護サービス利用者（利用希望者）の増加に対応した介護保険事務の体制整備を図ります。

●施策

介護を必要とする被保険者が、安心して介護サービスを受けられるまちづくりに努めます

介護サービス利用者（利用希望者）の増加に対応した介護保険事務の体制整備を図ります。



【国民健康保険、高齢者医療】

12 適正に国民健康保険制度・高齢者医療制度を

運用するまちにします

●現状と課題

地域住民の健康保持増進と地域医療の確保

国民健康保険制度は財政基盤の脆弱化が進み危機的な状況にありますが、制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営を確保する必要があります。

国民健康保険財政基盤の脆弱化

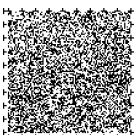
保険税収納率の維持向上と医療給付の適正化対策を進め、国保財政の安定化を目指した事業などに取り組む必要があります。

特定健診などの受診率向上

特定健診及び高齢者を対象とする健康診査の受診率の向上などにより、医療費の削減、予防医療への意識啓発を進める必要があります。

●基本方針

制度の充実を図るために、適正な保険税の賦課を行うとともに、制度の周知、納税意識の啓発、滞納整理事務を充実し、収納率の向上を目指します。



●施策

適正に国民健康保険を運用するまちにします

国保財政の健全化、税負担の公平性、公正性の観点から、国民健康保険税の徴収率向上を図り、適切な滞納処分を実施します。

医療費の適正化に向け、予防医療の一環として特定健診、特定保健指導を実施します

メタボリックシンドロームに着目し、その発見と指導により生活習慣病を予防します。健診結果の必要度に応じて、本人に適した特定保健指導を行います。

メタボリックシンドローム
(内臓脂肪症候群)

内臓脂肪型肥満(内臓肥満・腹部肥満)に高血糖・高血圧・高脂血症のうち2つ以上を合併した状態。

医療費の適正化に向け、予防医療の一環として健康診査を実施します

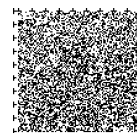
糖尿病などの生活習慣病の早期発見、QOLの確保・介護予防を目的とし、健康診査を実施します。

QOL (Quality of Lifeの略)

「生活の質」と訳されることが多い。医療の場においては、治療効果を優先させるだけではなく、治療後も患者の生活の質がなるべく下がらないような治療を目指すことが重要となっている。

高齢者医療制度の適正な運用に努めます

高齢者の方々が安心して医療が受けられるよう、高齢者医療制度の適正な運用に努めます。



【生活困窮者救済】

13 生活困窮者の救済を行うまちにします

●現状と課題

生活保護制度の適正な運用と自立の促進

生活保護については、受給者数の増加に加え、受給世帯が抱えている問題も年々複雑化してきています。制度を適正に運用し、同時に世帯の自立助長を効果的に行っていくことが必要です。

●基本方針

生活困窮者に対する相談・支援体制の充実に努めます。

●施策

生活困窮者に対する相談・支援体制を充実させ、救済します

関係機関との連携を強化し、生活困窮者に対する相談・支援体制の充実に努めます。また、個々の世帯の実態に応じた援助計画に基づき、計画的な訪問指導を行い、生活保護の適正な実施に努めます。

